

特別区設置協定書について (説明パンフレット)



平成 27 年 5 月 17 日 (日曜日) に大阪市における特別区の設置についての住民投票が行われます。

投票日にご予定がある方は、4 月 28 日 (火曜日) から 5 月 16 日 (土曜日) まで、区役所等で期日前投票や不在者投票ができます。

ぜひとも投票をしてください。

平成 27 年 4 月
大阪市

「特別区設置協定書」について

大阪市長 橋下 徹

■はじめに

5月17日、大阪市民の皆さんを対象に住民投票が行われます。これは、3月に大阪府、大阪市の両議会で承認された「特別区設置協定書」について、住民の皆さんに「賛成」か「反対」かの判断をお願いするものです。「協定書」の内容は、皆さんになじみがなく、少しわかりにくいかもしれませんが、しかし、大阪の未来を決める大切な住民投票です。

ここでは、なぜ私が「協定書」を提案し、市民の皆さんの判断を求めるに至ったか、その背景にあるものは何か、ということについて、大阪府知事と大阪市長、2つの役所の「長」の経験を通じた私の考えをご説明します。

■「大阪府知事」「大阪市長」の経験を通じて

【二重行政の無駄をなくす ～無駄をなくして医療・福祉・教育の充実と大阪の発展を～】

大阪府と大阪市には二重行政の無駄がある、とよく言われます。

知事の仕事は、大阪全体の発展のために大阪府全体の仕事を行うことです。一方、市長の本来の仕事は、医療・福祉・教育など、住民の皆さんの身近な問題を解決し、きめ細かなサービスを提供することにあります。しかし、大阪市長は、こうした本来の仕事以外に、鉄道、高速道路といった、知事と同じような仕事もしています。大阪府と大阪市という2つの役所は、それぞれが大きな「予算」を持ち、似たような「仕事」をしている。そして、2つの「仕事」が重なり合うことで、莫大な無駄を生んできました。

大阪府が659億円をかけて建てたりんくうゲートタワービル、大阪市が1,193億円をかけて建てたWTCビル、2つで高さを競い合い、結局2つとも破綻。府が関西国際空港対岸を開発すれば、市は大阪湾を埋め立てる。そしてその失敗のツケは市民、府民に回される。こうした例を数え上げれば、きりがありません。

「どうにかしてこの無駄を止めたい。」、そして、「そのお金を、医療・福祉・教育などの住民サービスや、大都市・大阪の発展のために使いたい。」、その思いが「協定書」の原点です。

【大都市戦略の必要性】

私は、小学校4年生まで東京に住んでいました。その頃に比べると、現在の東京の発展ぶりには、目をみはるものがあります。

鉄道ネットワークはますます充実。JR山手線内にはりめぐらされた地下鉄網と私鉄が相互に乗り入れ、首都圏のどこに行くにも便利です。また、新宿と羽田空港を20分で結ぶ「首都高速中央環状線」が、計画から50年を経て全線開通。さらには、オリンピック開催を見据え、首都圏全体を見渡したダイナミックな都市づくりが進んでいます。

一方、大阪はどうでしょうか。大阪には、50年先の将来を見据えた、大阪全体の発展を感じさせる計画がありません。知事になって驚いたことは、「大阪市内は大阪市長の管轄、大阪市域外は大阪府知事の管轄」という役所の考え方です。しかし、大阪の発展を考えるのに、大阪市内だけを見ていては狭すぎますし、大阪市域外だけというもおかしな話です。いつまでも市内、市外、という「縄張り」意識にとらわれず、大阪全体のダイナミックな発展を実現する大都市戦略が必要です。そのためには、大阪都市圏全体の大都市戦略の司令塔として、大阪府庁を生まれ変わらせなければなりません。

■改めて、「大阪市長」として

【市民の気持ちに寄り添うこと】

知事の仕事は、大阪全体を大きくとらえ、大局的に判断することにあります。市長の本来の仕事では、270万人の市民の声を聞き、しっかりと応えることが求められています。それが、選挙で選ばれた政治家の役割です。

たとえば、子どもたちの通学路の安全を守るという仕事があります。それには、通学路のどこに危険があるか、どこに防犯カメラを設置するのが効果的かといったことを、市長として知っておかなければなりません。しかし、大阪市内の学校は、小・中合わせて約430校。そのすべての通学路の状況を、1期4年という市長の任期中に、地域の声を直接聞きながら自分の目で確かめるなど、到底できることではありません。

また、保育所や高齢者施設など、住民の皆さんに必要な施設を確保するという仕事もあります。それには、それぞれの地域の状況がどうなっているのか、住民の皆さんがどう考えているかということ、選挙で選ばれた者として、肌で感じ取っておかなければなりません。しかし、これも市長一人では限界があります。

私は、市長として仕事をする中で、ここに^{じくじ}忸怩たる思いを持ってきました。もちろん、私のかわりに職員が地域に出かけ、資料をまとめ、私の仕事をサポートしてくれます。しかし、それぞれの地域にはそれぞれの「息づかい」があり、資料で見ると現場で感じるのとでは、大きな差があります。そして、その感覚の差が、判断にも影響します。資料をもとに下す判断では、どうしても市内一律になってしまいます。

「自分の判断は本当に住民の皆さんの気持ちに寄り添うことができているのか」という悩み、もどかしさから、「特別区の設置」という案は生まれました。「協定書」では、人口270万人の大阪市を、人口35万人から70万人までの5つの特別区に再編することとしています。たとえるなら、現在の大阪市長は「270人学級の担任」で、生徒一人ひとりの状況に対応することができていません。せめて、それを5つの学級に再編し、それぞれに担任の先生(=選挙で選ばれる「特別区長」)を置いてほしい、という思いなのです。

■「今のままでもできる」のか、「一から作り直す」のか

特別区を設置するためには、庁舎建設やシステムの改修などで、最初に約600億円の費用がかかると試算しています。この費用が「もったいない。」という意見もあります。

しかし、大阪府と大阪市を再編し、特別区を設置することで、

- ① 二重行政の無駄=税金の無駄遣いが解消できること。
- ② 大阪全体の戦略をたてることで、大都市として発展の道がひらけること。
- ③ 何よりも、住民の皆さんの声を汲み取り、応えることができる自治の仕組みになること。

という大きなメリットが生まれます。しかも、行政改革を進めれば、この600億円を差し引いても、17年間で2,700億円にのぼるお金を生み出すことができるのです。特別区設置は、お金の話に加えて、大阪が抱える問題を根本的に解決し、次世代のために新しい大阪を創り上げる、唯一の切り札であると考えています。

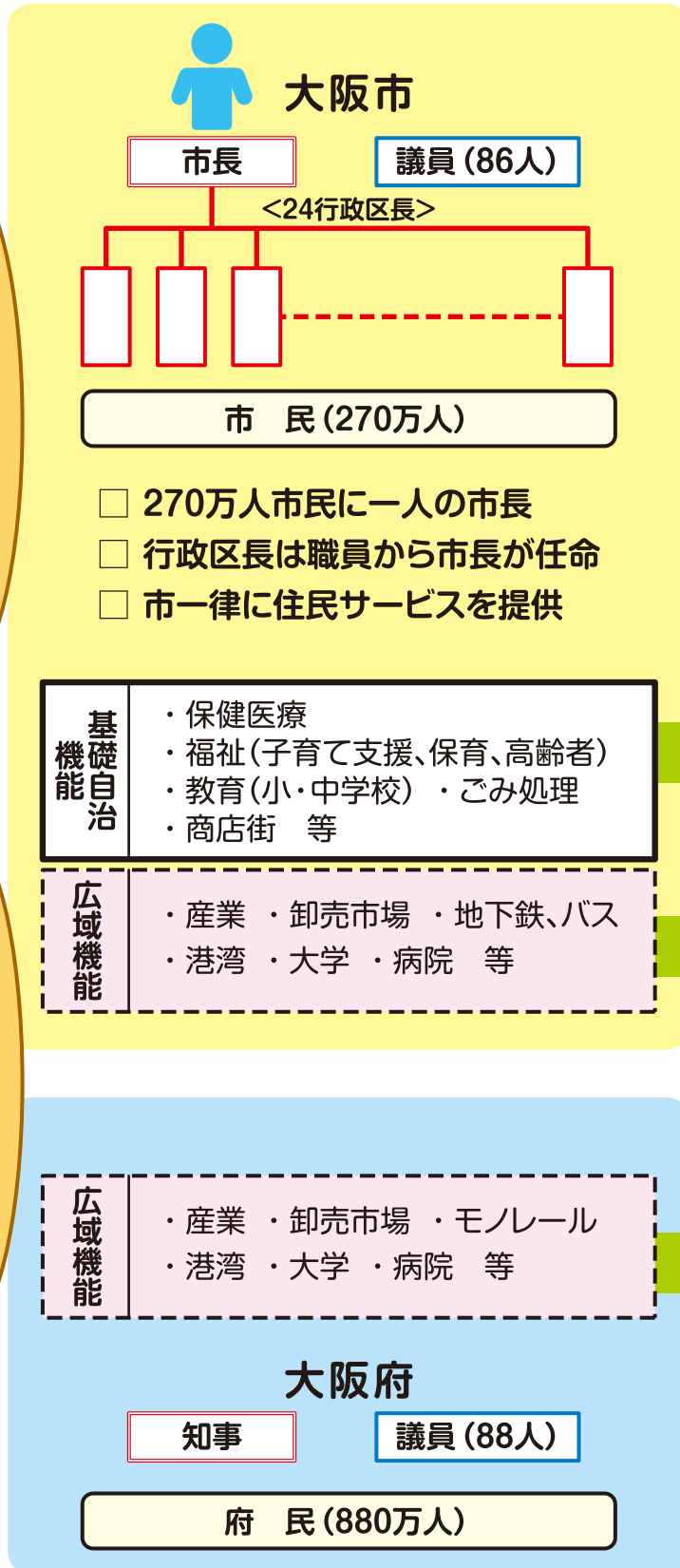
また、「大阪府・大阪市のままでも話し合いにより問題は解決できる。」、あるいは、「大阪市のままでも発展できるし、住民の意見をしっかり汲み取ることができる。」という声も聞きます。しかし、本当に今のままで問題解決ができるのでしょうか。知事と市長、両方の経験を通じた私の考えは、上に述べたとおり、大阪府と大阪市という役所を一から作り直し、未来の大阪にふさわしい姿にしたいということです。

「今のままでもできる」のか、「一から作り直す」のか、ぜひ両方の意見に耳を傾けてください。そして、どちらの方が大阪のためになるのか、市民の皆さんお一人おひとりに判断していただきたいと思えます。

現在

住民自治の拡充が重要
第30次地方制度調査会答申

二重行政の問題が顕在化
第30次地方制度調査会答申



保健医療・福祉・教育など

産業・地下鉄・港湾など

基礎・広域

住民に基礎

- ◎事務の分担
 - ・保健医療
 - ・福祉(子育て支援)
 - ・教育(小・中学校)
 - ・ごみ処理
 - ・商店街
- ◎職員体制
- ◎財産(土地・建物等)






■市民サービスのため確保

都市経営広域

- ◎事務の分担
 - ・産業 ・卸売市場
 - ・地下鉄、バス
 - ・モノレール
 - ・港湾
 - ・大学 ・病院
 - ・消防、救急
- ◎職員体制
- ◎財産(土地・建物等)

特別区設置後

5つの特別区

北区	湾岸区	東区	南区	中央区
				
区長 議員 (19人)	区長 議員 (12人)	区長 議員 (19人)	区長 議員 (23人)	区長 議員 (13人)
区民 (63万人)	区民 (34万人)	区民 (58万人)	区民 (69万人)	区民 (42万人)

- 35～70万人の住民に身近な基礎自治体
- 住民が区長、区議会議員を選出
- 5区ごとに地域の実情や住民ニーズに応じたサービス提供

新たな大阪府

知事

議員 (88人)

府 民 (880万人)

- 広域機能の一元化
(例) 産業 (成長分野の企業支援等)
広域インフラ (地下鉄、港湾等)
- 大阪全体の成長、都市の発展
- 大阪全体の安心・安全の確保

の役割分担

身近な自治体

、保育、高齢者)

等

) など



ビスを維持の財源の調整

を担う自治体

等

) など



5つの特別区へ

大阪府へ

「特別区設置協定書」について	1
協定書のイメージ	3
特別区とは、協定書とは、今後のスケジュール	6
協定書策定までの背景・経緯	7

①～⑪特別区設置協定書の内容等

①特別区の設置の日	8
②特別区の名称・区域、本庁舎の位置、議員定数	8
③特別区の概要	
I 北区	9
II 湾岸区	10
III 東区	11
IV 南区	12
V 中央区	13
④町の名称	14
⑤特別区と大阪府の事務の分担	15
⑥職員の移管(特別区の職員体制)	17
⑦税源の配分・財政の調整	19
⑧大阪市の財産の取扱い	21
⑨大阪市の債務の取扱い	23
⑩一部事務組合、機関等の共同設置	24
⑪大阪府・特別区協議会(仮称)～大阪府と特別区の連絡調整の場～	25

⑫長期財政推計とその考え方

⑫各特別区の長期財政推計(粗い試算)	26
--------------------	----

よくある質問、住民説明会

みなさんからよくある質問にお答えします	31
説明会の開催日時及び会場	33
説明会会場地図	35

特別区とは

特別区とは、一般の市と同じように、市民に近い行政を担う基礎的な自治体です。
また、大阪府とは、法令上の権限は重なりません。

特別区は、市民のみなさんにより選挙で選ばれた区長や区議会議員で運営され、条例制定や課税、予算編成などの権限を持ち、それぞれの区で独自の施策を行うことができます。

【参考】

(行政区[皆さんがお住まいの区]とは)

皆さんがお住まいの行政区とは、政令指定都市内に事務処理のために設置されたもので、区長は市長が任命する職員であり、議会を区ごとには設置することができません。また、条例制定や課税、予算編成などの権限を持っていません。

(政令指定都市とは)

政令指定都市とは、国の政令で指定する人口50万人以上の市で、一般的な市や中核市が行う事務を超えた大阪府事務(例：児童相談所の設置等)も行うことができる自治体のことです。

(例：大阪市、神戸市など)

(中核市とは)

中核市とは、国の政令で指定する人口20万人以上の市で、一般的な市が行う事務を超えた事務(例：保健所の設置)を行うことができる自治体のことです。(例：豊中市、高槻市、東大阪市など)

協定書とは

特別区設置協定書は、「大都市地域における特別区の設置に関する法律」に基づき、特別区の設置の日や区の名称及び区域、さらには事務の分担など、特別区の設置に際して必要となる事項を記載したものです。

今後のスケジュール

平成27年5月17日
住民投票

〔 大阪市民による
特別区設置の賛否 〕

移行準備 約2年間

賛成の票数が有効投票の
半数を超える場合

平成29年4月
特別区設置

反対の票数が有効投票の
半数以上の場合

特別区は設置
されません

今回の住民投票は投票者数にかかわらず成立し、賛成の票数が有効投票(賛成票と反対票を合計した総数)の半数を超える場合は、特別区設置協定書に基づき大阪府が廃止され、特別区が設置されます。反対の票数が有効投票の半数以上の場合は、特別区は設置されません。

協定書策定までの背景・経緯

大阪府・大阪市では、長年にわたり、広域行政の一元化など大阪にふさわしい新たな大都市制度について検討してきました。

平成 24 年 4 月から、府・市の条例に基づき、知事、市長、府議会議員、市会議員で構成される協議会で、大阪の実情に応じた大都市制度の実現に向けた議論を行い、国における大都市制度の法整備につなげ、平成 25 年 2 月からは、法律に基づく協議会を立ち上げ、特別区のあり方を議論のうえ、協議会において協定書(案)が取りまとめられました。

平成 27 年 2 月には、総務大臣から「特段の意見はありません」との回答を受けて、協定書を府・市両議会へ提案し、同年 3 月に両議会において承認されました。

【これまでの協議経過】

H24.4～H25.1 大阪にふさわしい大都市制度推進協議会(府・市条例設置) 7回開催

■国に先駆けて、大阪から大阪にふさわしい大都市制度について議論

- ・現在の大阪府・市における二元行政や二重行政の現状や弊害
- ・大阪市を特別区に再編する必要性と、特別区の設置による住民サービスなどへの効果等

(参 考)

○大都市地域における特別区の設置に関する法律(H24.8 成立)

→特別区を設けるための手続きなどについて定め、地域の実情に応じた多様な大都市制度を創ることができる法律の制定。

○第 30 次地方制度調査会専門小委員会中間報告(H24.12)

→政令指定都市では、50 年以上にわたり制度の基本的な枠組みが変更されておらず、市役所組織が大規模化し、住民との距離は遠くなる傾向。住民に身近なサービスを住民により近い組織で提供し、住民が参画しやすい仕組みの検討が必要との指摘。

H25.2～大阪府・大阪市特別区設置協議会(法律設置) 23回開催

■広域機能の一元化や特別区の設置など推進協議会での議論を踏まえ、大阪市の区域における特別区設置協定書の作成に向けた具体的な協議を実施

- ・設置の日、区の名称・区域、財産、議会、事務分担、財政調整、職員等

H27.1 第 21 回協議会 協定書(案)の取りまとめ

H27.2 総務大臣から協定書(案)について「特段の意見はありません」との回答

H27.3 府・市両議会で特別区設置協定書を承認